

# 非正規雇用フォーラム・福岡



働き方改革  
定住外国人の労働問題  
最賃の引き上げ

を中心  
に協議

## 福岡県労働政策課との懇談会を開催

10月11日福岡県議会棟2階第3会議室で、福岡県労働政策課との懇談会を行いました。はじめに泉野時彦事務局長があいさつを行うとともに要望書の趣旨を説明し、懇談に移りました。当日は、県議会開会中にもかかわらず大橋克己県議と渡辺美穂県議に参加いただき、労働政策課から田上課長をはじめ5人、非正規雇用フォーラムから8人の参加がありました。

### 泉野事務局長が重点協議事項3項目について提起説明

泉野事務局長は要望書をもとに、「(1)働き方改革に関する県の事業について、①正規雇用促進企業支援センターの事業評価について、②働き方改革推進事業の2年目について、③女性と高齢者の活躍推進について④公務職場の働き方について、(2)定住外国人の労働問題について、(3)最低賃金の引き上げについて」を提起しました。

### 働き方改革は、労働者だけでなく企業自身のために行うもの

田上労働政策課課長からの回答は以下のとおりです。

●**正規雇用促進企業支援センター**では、非正規雇用の活躍がないとやっていけない現状を踏まえ、企業に対し募集や登用の仕方等をアドバイスしている。いきなりフルタイム勤務は難しいことから地域限定や短時間勤務の設定、募集手続きの支援、セミナーの開催等、申し込みがあれば対応している。3年目を迎え、2036人の雇用が確保されたが、そのうち509人が非正規から正規への転換であった。相談に来た企業では各企業1人以上の正規が増えている。

これを広げていくことが必要だと考えている。センターでは人手不足の中での企業支援を行っているが、これは企業のためだけでなく労働者の支援にもつながっている。雇用情勢が上向きの現在、情勢が厳しい時よりもとりくみがしやすい。「働き方改革については、労働時間の短縮に目が向いているが、それだけが課題なのではない。世界の経済情勢そして技術革新がすすむ中で、今後どうするのが大きな課題である。携帯電話を例にとっても、1つのスキルで10年も持たない。イノベーションが必要なのだ。大量生産の時代は、労務管理のあり方と一人ひとりの労働者の育て方を考えなくてはならなかった。働き方改革は、労働者のためだけでなく企業自身のために行うのだと経営者が考えないとすまない。労働時間短縮の果実として生産性を上げることが求められている。労働者には技術向上が必要である。

●**企業に対するインセンティブ政策として**大会やキャンペーンにとりくんでいる。県が主催した働き方改革大会への参加企業は、昨年は500超であったが、今年は400余と減っている。『よかばいかわるばい』キャンペーンを展開しているが苦戦している。企業側の認識が経営課題にとどまっていることが

要因だ。企業の理解を深めることが必要だと考える。

行政からの押しつけには限界がある。残業を減らせという、サービス残業が増える。規制を広げるだけでは効果がない。労働者からの反発として『働きたいのに働かせてくれない。』との声もあがる。難しい問題を抱えているが、これからの10年を見通しての経営課題である。

●同一労働同一賃金は福岡労働局が推進している。県として今後何ができるか考えているところである。同一労働同一賃金について行政に強制力はない。労働局が企業への指導をしている。企業に事例も伝えて周知していくことが必要だと考えている。

意見交換  
質問応答

### 【非正規雇用フォーラム】

グローバル化やイノベーションで、労働者が使い捨てられるなら反対だ。一方、企業の内部留保が最大となっているのに、労働者に配分されていないことは問題だ。

### 【労政課】

働き方改革と企業の内部留保は関係ない。働き方改革では、将来を見据えて効率をあげてどのように働いてもらうか考えなくてはならない。内部留保の配当は、労働者教育にまわすことも考えなくてはならない。

『もっと働きたいのに…』との声があるというが、本当に本人の意思でやっているのか。生活時間を仕事のために使わないと仕事が終わらないという現実がある。仕事量が問題なのだ。教育職の超過勤務の実態について「部活などで超過勤務が行われている。子どもの健康実態から週2日の部活休みが提起されている。働きすぎに対して施策を講じていくことが行政のやるべきことだ。

休日にボランティアすることや別の仕事をするを規制する法はない。仕事量の問題であれば指導することはできる。しかし、生活のためにもっと働きたいと思って働いている。企業とともに労働者の意識改革も必要である。

## 定住外国人の権利擁護が今後の重要な課題

外国人労働者は、平成25年に1万5~6千人だったが5年を経過し2倍以上に増えた。技能実習生は約3倍、留学生も増えている。労働者支援事務所ですべての相談数としては全体の1%ほどである。外国人技能実習生制度が改正されたが、自治体に権限はおろされていない。企業からは雇いたいかわりを守ればよいかわからないという声がある。企業に対して制度の周知を要望しているところである。

- 技能実習生制度が改正されたが、何をどのように受け入れるのかははっきりしない。移民は受け入れないとしている。県税のレベルで外国人労働者はどういうものが対象となるのか。
- 最初から不法就労の人もいる。来日にかかった借金の返済が苦しくて逃亡する事例も出ている。滞在が長期になると子どもの就学問題も起こってくる。入国管理だけに任せることではすまない。今の政策のままでは近隣国との労働力獲得競争に負けてしまう。

住民税、消費税等は対象となる。社会保障に関しては相手国との関係でケースバイケースである。労災保険は日本で入ることになるが、出向の形ならケースバイケースとなる。年金は協定があれば2国間で決められる。外国人労働者が増えているので、権利擁護が今後の重要な課題であると考えている。

しかし、労働者支援事務所での対応には通訳不足もあって限界がある。企業からの照会もあり、最賃を守るなど法令順守をしっかりと伝えていくことが必要だと考える。外国のいい人材を獲得するためには良い労働条件を用意しなければならないということが企業に理解されていない。労働問題について相談できる所を県として準備することは不可能ではない。多言語対応のためには通訳に来てもらうしかない。

外国人がいないと仕事が回っていかないという企業の現状もできている。文化の違いで居住地域での衝突も起きている。現実には起きている問題への対応は地方自治体の課題だ。人権無視の技能実習生への対応はひどすぎる。労働組合での相談に県として通訳を配置してもらうことはできないか。

また、日本語学校の留学生は、生活のために働いていてトラブルが多い。それなのに、身近に相談できるところがない。それぞれの国の文化や生活習慣の違いで生活のスタイルも大きく異なる。相談できるチャンネルが増えることが望ましい。

生活の部分では住人としての住民サービスをうけることができる。働くという部分では国の責任となる。通訳の配置は予算の関係で困難であるが、今後の課題だと考えている。

### 800円超え、引き続きの引き上げを国に要望していく

今年800円を超えた。しかし、次は何円との設定は難しい。1000円という考えもあるが、国に対しては『着実にやってくれ。中小企業対策をきちんとやってくれ。』と要望するしかない。福岡では生活保護水準の逆転をクリアした。引き続き、最賃引き上げを要望していくしかない。憲法25条に保障された生活は、一つの目安である。公契約条例での職種限定の最賃の引き上げについては、協議の中で決めるべきもので、県だけで条例での上乗せは難しい。

リビングウェッジの考え方は全体化しない。法や条例をつくれば上乗せは可能ではないか。

文言上は可能だが、法制度上ではできない。

以上、重点協議事項について1項目ずつ疑問点を質しながら活発な意見交流を行い、懇談を終了しました。

## 「生活時間を取り戻そう」運動って何?

労働者にとって、来年のメーデーは憲法に基づく特別な休日になりそうです。

メーデーの起源は学校で習ったとおり132年前米国シカゴで労働者が8時間労働を要求した事に始まりました。当時世界中にこの運動が波及した歴史的証左を私はメルボルンの街中に建つ888タワーで実感しました。

8時間の意味が今こそ問われています。何故なら日本に限っても未だに8時間労働だけで憲法25条を充足する賃金を得ている労働者は一部であり、4割に達する非正規雇用者の多くは相対的貧困の状況にあるからです。また、もう一つのメーデー要求は後の8時間を休息の時間にあてることでした。今日の安倍政治が拡大し改悪してきた格差貧困実態からすれば、人間らしい健康と文化的、社会的な営みをする適正な賃金と時間を取り戻すために要求する必要があると考えます。

そこで、非正規雇用フォーラム福岡では、誰でも当たりの「生活時間を取り戻す」運動を展開することを決定しました。すでに早稲田大学の浅倉むつ子さんや、法政大学の上西充子さんから提起されている運動に仲間と共に参加する形です。持続可能な労働や生活を21世紀のメーデーでは『8時間は労働の上限に、8時間は休息と睡眠に加え、8時間は自己実現と社会的活動に』を目標として”8”をシンボルマークに「生活時間を取り戻す」キャンペーンを進めます。会員のみなさん、ともに「888運動」を広げていきましょう。



## 「こくさいひろば」に留学生の労働相談状況についてヒアリングを行いました

留学生のアルバイトや就職に関するトラブルの相談状況について知るため、福岡県国際交流センターが運営する「こくさいひろば」（福岡県留学生サポートセンター／中央区アクロス3階）に直接行ってお話をうかがってきました。

「こくさいひろば」は、県民と在外外国人との情報交換・交流の場、留学生の就職相談・生活相談、人材のマッチング事業などを行う機関で、運営主体は福岡県です。

知り得た情報をまとめると以下のとおりです。

- 「こくさいひろば」の相談対象は、大学生・短大生・高等専門学校などの高等教育機関に通う留学生であるため、アルバイトや就職に関する相談はそれほど多くはなく、したがってそれらのトラブルに関する相談などもめったにない。
- 留学生からアルバイトや就職に関する相談が少ない理由は、高等教育機関に通う留学生の場合、留学できるということはそもそも裕福な家庭であったり、本国から奨学金などの経済的援助も受けていることが多く、生活のために必死でアルバイトをしなければならないといった状況はほとんどないから。
- その意味では、高等教育機関の留学生と日本語習得を目的とする日本語学校の留学生とは、生活レベルが大きく違うと思う。
- 仮に相談事があったとしても、同郷の学友や知人のコミュニティの中で相互に解決し合っているようだ。
- 法律に関わる相談については対応しきれないため、無料の法律相談や行政書士相談窓口、福岡労働局の外国人労働者相談コーナーなどを紹介して対応している。
- 留学生の就職状況だが、多くの留学生が自国に戻って就職するケースが多い。
- その理由は、服装や身だしなみにうるさかったり、面接回数がやたらと多いなどといった、日本企業の採用システムの問題がネックになっている。
- 例えば中国人留学生の話によると、自国企業の就職活動では服装も比較的自由で、面接も一回だけ済むため就職活動が容易だったり、また職種によっては日本企業よりもはや賃金水準が高い場合も増えてきている。

「こくさいひろば」としても、今後ますます増えるだろう福岡県の外国の人たちにとって、地域の人たちと共に住みやすい環境づくりが必要とされるだろうし、福岡県のみならず日本に好意をもってもらおうよう努力したいとおっしゃっていました。

気付かされたことは、日本語学校と高等教育機関では同じ「留学生」であっても生活水準が大きく異なる可能性があること、日本特有の採用システムがせつかく日本で学んだ有能な人材の「逆輸入」を助長していることなどでした。

また、留学生や在留外国人の労働問題の相談先としては、福岡労働局の外国人労働相談コーナー、ハローワークの外国人雇用サービスコーナー、福岡法務局・福岡県人権擁護委員連合会の「外国人のための人権相談所」などがあることもわかったので、それらに対して引き続きヒアリングを実施したいと思います。

